

相模原市・城山町合併協議会

～新市の各種サービスや住民負担はこのようになります～

相模原市・城山町合併協議会では、各種事務事業の一つひとつについて、相模原市と城山町が合併した場合、どのようにするのか協議を行いました。そこで、調整・協議が調いました事業や制度の中から、住民生活に関連の深いサービスや負担について、主な内容をお知らせします。

なお、各種事務事業一元化の調整結果や事務事業の内容が掲載された冊子（「会議資料」、「事務事業現況調書」）は、相模原市・城山町合併協議会ホームページに掲載されているほか、合併協議会事務局、市町合併担当窓口等でもご覧になれます。

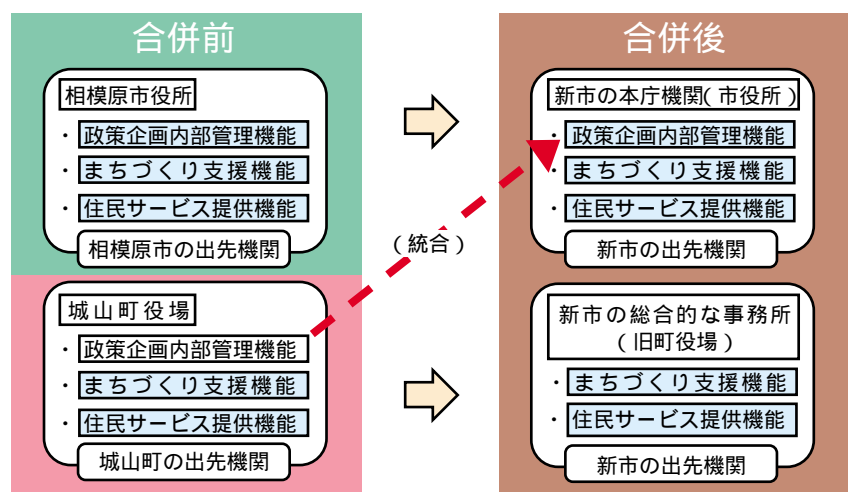
ここに掲載されているサービス等の比較の相模原市の内容については、主に津久井町地域及び相模湖町地域を除いた相模原市と現在の城山町を対比して作成しています。

行政組織

新市の本庁組織については、相模原市の本庁機能を基本として、城山町の「政策企画内部管理機能」を新市の本庁機関に統合します。

現在の城山町役場については、総合的な事務所として、「まちづくり支援機能」と「住民サービス提供機能」を担う組織になります。具体的には、新市全体の効果的・効率的な行政運営の視点から、組織体制を検討します。

また、現在の相模原市及び城山町の出先機関については、住民サービスの低下を招くことがないよう、その機能を維持します。



地方税

個人市（町）民税については、相模原市と城山町の税率に違いはありませんが、法人市（町）民税の法人税割の税率は、相模原市の税率に統合します。

固定資産税及び都市計画税については、納期を相模原市の制度（5月・7月・9月・12月）に統合するほか、相模原市が3大都市圏の特定市のため、生産緑地地区の指定を受けない場合は、城山町の市街化区域内の農地が宅地並み課税となります。ただし、合併新法により合併が行われた日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から5年度分は宅地並み課税を適用しません。

また、城山町に所在する床面積1,000平方メートルを超えるか、従業員100人を超える事業所については、新たに事業所税を負担していただきますが、合併年度を含む6年度の間は課税されません。

区分	相模原市	城山町	新市	
個人市（町）民税	均等割	3,000円		
	所得割	200万円以下	3%	200万円以下 3%
		200万円超 700万円超	8% 10%	200万円超 8% 700万円超 10%
法人市（町）民税	均等割	5万円～300万円 (資本金等、従業員数により9段階)		
	法人税割	資本金等	税率	資本金等 税率
		10億円以上	14.7%	5億円以上 14.7%
5億円以上		13.5%	2億円以上 13.5%	
5億円未満		12.3%	2億円未満 12.3%	
固定資産税	1.4%		1.4%	
都市計画税	0.3%		0.3%	
軽自動車税	原動機付自転車 (50cc以下)	1,000円		
	四輪乗用 (自家用)	7,200円		
	四輪貨物 (自家用)	4,000円		
	2 小型特殊 (農耕作業用)	1,000円	1,600円	1,000円
事業所税	資産割	床面積1平方メートルにつき600円	-	
	3 従業員割	従業員給与総額の0.25%	-	
入湯税	1人1日150円 課税免除 年齢12歳未満の者 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 入湯料金が1,000円以下の公衆浴場に入湯する者		-	
	1人1日150円 課税免除 年齢12歳未満の者 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 入湯料金が1,000円以下の公衆浴場に入湯する者		-	

1 都市計画税は、「線引き」がされている区域のうち市街化区域内の土地及び家屋に課税されます。
 2 軽自動車税は、主な軽自動車等について掲載しています。
 3 事業所税は、床面積1,000平方メートルを超えるか、従業員100人を超える事業所に課税されます。

地域自治区

地域自治区

合併前の地域の歴史や文化などを生かしつつ、合併後の新市として一体的なまちづくりを進めるため、現在の城山町の区域を単位として「地域自治区」を合併の日から平成23年3月31日まで設置します。

名称	城山町(しろやまちょう)
設置期間	合併の日から平成23年3月31日まで
住居表示の特例	市名と町名・字名の間に、地域自治区の名称を付け加えることになります。

住居表示の特例による住所の具体例は、「町名・字名」(下欄)に掲載しています。

地域自治区事務所

地域自治区には、地域協議会の庶務や地域振興などの事務を行う「地域自治区事務所」を次のとおり設置します。

名称	城山町地域自治区事務所
位置	現在の城山町役場
所管区域	現在の城山町の区域

地域協議会

地域自治区には、住民の多様な意見を行政施策に反映する場として、次のとおり「地域協議会」を設置します。なお、「地域協議会」の委員は、地域自治区の住民の中から、各地区の代表、各種団体の代表その他学識経験者、公募委員などを新市の市長が選任します。

名称	城山町地域協議会
定数	30人以上
任期	2年以内
報酬	無

町名・字名

相模原市の区域内の町・字(市町名のすぐ後の住所や土地の地番に付く町などの名称)の区域及び名称については、変更ありません。

城山町の区域内の町・字の区域及び名称についても変更ありません。

なお、城山町では、地域自治区が設置されるため、現在の町・字の名称の前に地域自治区の名称を付け加えた名称となります。

住所の具体例

現行	新市
津久井郡城山町川尻	相模原市城山町川尻
津久井郡城山町久保沢一丁目	相模原市城山町久保沢一丁目

公共料金等

下水道使用料

原則的に、相模原市の使用料体系に統合します。なお、新市において改定時期及び減免規定の見直しを行います。

区分	相模原市	城山町	新市
下水道使用料 (モデルケース)	1,737円	1,948円	1,737円

一般家庭(20m³/月使用)における使用料(消費税を含む)をモデルケースとしています。

下水道受益者負担金・分担金

相模原市の制度に統合します。ただし、受益者負担金については、合併前に事業認可を受けた区域で事業認可期間内(平成24年3月まで)の整備については、城山町の負担金額を引き続き適用します。

区分	相模原市	城山町	新市
受益者負担金	270円/m ²	300円/m ²	相模原市の制度に統合します。
受益者分担金	490円/m ²	無	

金額は1m²当りの単価で、受益者負担金は市街化区域内及び都市計画下水道事業認可区域内で整備を行う時に徴収するものです。受益者分担金は市街化区域外(市街化調整区域)及び都市計画下水道事業認可区域外で整備を行う時に徴収するものです。